

埼医業Ⅰ第１０６１号
令和２年７月３１日

郡市医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　丸　木　雄　一）

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける医療機関・医療法人の皆様へ
雇用維持と事業継続のための資金繰り支援等のご案内について

標記のことについて、７月２０日付地 221 号にて別添のとおり日本医師会副会長より通知がありました。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、貴会管下医療機関あてご周知くださいますようお願いいたします。

担　当：業務Ⅰ課　石田
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５



(地221)(年税28)(健Ⅱ216)
令和２年７月20日

都道府県医師会
担当理事　殿

日本医師会副会長
今村　聡

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける医療機関・医療法人の皆様へ
雇用維持と事業継続の為の資金繰り支援等のご案内について（第２版）

今般、経済産業省関東経済産業局長より本会宛に、標記の支援につき周知方の依頼がありました。

本案内につきましては、令和２年５月１日付（地81、年税5、健Ⅱ87)の文書でご案内いたしましたが、第２版として、新たに１．地代・家賃の支払いに対する家賃支援給付金が示されております。家賃支援給付金の詳細については、別紙の経済産業省中小企業庁の「家賃支援給付金に関するお知らせ」をご参照ください。

また、前回の案内でもお示しした、２．月々の固定費の支払いに向けた持続化給付金、３．雇用の維持に向けた雇用調整助成金の特例措置について、中小企業に対する助成の割合が一律 10/10 へ引き上げられ、４．IT を使用した業務効率化としての IT 導入補助金の補助割合は、最大 3/4 とされ、５．事業継続のための運転資金としての「無利子・無担保融資」（「福祉医療機構による無利子・無担保の融資」、「日本政策金融公庫による実質無利子・無担保の融資」、「同公庫等による一部実質無利子での借換」）等についても示されています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

20200716関東第13号
令和２年７月１７日

公益社団法人日本医師会
副会長　今村　聡　殿

関東経済産業局長　角野　然生

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける医療機関・医療法人に
対する支援メニュー【第２版】のご案内について（依頼）

平素より経済産業行政にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

貴会はじめ医療従事者の皆さまにおかれましては、日頃より、地域医療を支え、地域の生活者の健康と安心を守る担い手としてご尽力をいただいており、心より感謝申し上げます。

ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症は国内外に甚大な影響を及ぼし、日本経済に対する大幅な下押し圧力によって、国難ともいうべき厳しい状況に直面しております。

政府としましては、緊急経済対策において、事業者の皆さまの事業継続を後押しすべく、給付金、雇用支援（雇用調整助成金）、無利子融資をはじめとする様々な支援策を講じているところです。これら支援策について、経済産業省関東経済産業局としましては、貴会の多大なご協力を賜りながら、医療機関・医療法人の皆様向け支援メニューのご案内（チラシ）を作成、５月に医療関係者の皆さまにご案内することができました。

このたび、地代・家賃負担を軽減する「家賃支援給付金」をはじめ、雇用調整助成金の拡充、資本増強支援など、支援メニューがより一層、充実して参りましたので、内容を改訂、別添「支援メニュー【第２版】」を作成しました。

貴会におかれましては、全国の医療機関、医療法人の皆さまにご案内いただきたく、ご協力賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

令和2年７月１７日時点

経済産業省
関東経済産業局

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける 医療機関・医療法人の皆様へ

第２版

雇用維持と事業継続の為の資金繰り支援等のご案内

１．地代・家賃の支払いが心配な方へ

◆ 家賃支援給付金

地代・家賃負担を軽減する給付金を最大600万円（法人）支給します

対象者は、テナント事業者のうち、資本金10億円未満の中堅・中小企業等（医療法人や社会福祉法人も含みます）
5～12月の売上高が、1ヵ月で前年同月比▲50%以上 又は 連続する3ヵ月合計が前年同月比▲30%以上の方
※ 申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）を基に、６カ月分の給付額に相当する額を支給
※ 月額上限額：法人100万円(賃料225万円以上)、個人事業主50万円(賃料112.5万円以上)
※「自らの事業のために占有する土地・建物の賃料」が対象となり、借地の賃料も対象
【お問合せ先】家賃支援給付金コールセンター　0120-653-930（8:30～19:00(毎日)）
詳細は別紙チラシまたはリンク先をご参照ください https://yachin-shien.go.jp

２．月々の固定費の支払いが心配な方へ

◆ 持続化給付金

事業全般に広く使える現金が最大200万円支給されます

対象者は売上が前年同月比で50%以上減少している方
※ 給付上限は、法人200万円、個人事業主100万円
(9月以降は土日祝を除きます)
【お問合せ先】持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570 (8:30～19:00 (毎日：～8月)

３．雇用を維持したいが給与の支払いが心配な方へ

◆ 雇用調整助成金の特例措置

解雇等を行わずに従業員を休業させた場合、休業手当等が一律10/10助成されます。（中小企業の場合）

※解雇等を行わない場合の助成率10/10：中小、3/4：大企業、それ以外の休業手当に対する助成率4/5：中小、2/3：大企業
※企業規模を問わず、対象労働者1人1日当たりの上限額を15,000円に引き上げ
【お問合せ先】最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ　またコールセンターでもお問い合わせに対応します
0120-60-3999（9:00～21:00（毎日））

４．ITツールを導入して業務を効率化したい方へ

◆ IT導入補助金

ITツールの導入について最大3/4補助されます

※ 対象者：中小企業　（医療法人は常時使用する従業員の数が300人以下の場合に対象となります）
※ 補助額：30～450万円、補助率：1/2（特定の導入用件を満たした場合の特別枠：2/3,3/4）
※ 特別枠に限り、パソコン・タブレット等のハードウェアにかかるレンタル費用も補助対象
※ 活用例：効率化・負担軽減ツールとして、電子カルテ、予約システム、地域医療・多職種連携ネットワーク、WEB会議等
【お問合せ先】一般社団法人サービスデザイン推進協議会　0570-666-424（9:30~17:30（土日祝日除く））

● 各制度の詳細は下記リンク先のパンフレットをご確認ください。
（https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf）
● 経済産業省新型コロナウイルス感染症関連　検索

（資金繰り支援は裏面へ）

5．事業継続のための運転資金が心配な方へ

◆ 無利子・無担保融資

福祉医療機構で無利子・無担保融資が受けられます

※ 当初5年間は1億円まで無利子（1億円超の部分は0.2%、6年目以降は0.2%）
※ 限度額は病院7.2億円、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設で4,000万円又は「当該医療機関の前年同月からの減収の12ヶ月分」の高い方(3億円までは無担保)
※ コロナ対応を行う医療機関、政策医療を担う医療機関は無利子・無担保の融資枠をさらに拡大
※ 償還期間は15年以内、うち据置期間（元金の返済猶予期間）5年以内
※ **既往貸付**についても、当面6ヶ月間の元利金、事業者の状況に応じて更に最長3年間の元利金の支払いについて、返済猶予の相談に対応します。

【お問合せ先】 独立行政法人 福祉医療機構
福祉貸付専用フリーダイヤル：0120-343-862　医療貸付専用フリーダイヤル：0120-343-863
（※携帯電話等で繋がらない場合：03-3438-0403）

日本政策金融公庫(国民事業)で実質無利子・無担保融資が受けられます

※ 実質無利子化の限度額は、日本公庫（国民事業） 4千万円

【お問合せ先】
日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄公庫 融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

日本政策金融公庫等の過去の借入れを一部実質無利子で借換できます

【お問合せ先】
中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783-183　※9：00～17：00（毎日）

◆ セーフティネット保証4号・5号

一般保証(最大2.8億円)とは別枠の保証を対象とする資金繰り支援が受けられます

※ セーフティネット保証4号　一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証
売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合　＜全都道府県を対象に指定＞
※ セーフティネット保証5号　一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証
売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合　＜無床診療所、有床診療所、一般病院を含め、全ての業種が対象＞

【お問合せ先】　最寄りの信用保証協会

◆ 信用保証付き融資における保証料・利子減免

民間金融機関で最大4千万円の実質無利子・無担保融資が受けられます

※ 対象者はセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた方
※ 小・中規模事業者は、売上高▲５%で保証料1/2、売上高▲１５%で保証料ゼロ・金利ゼロ

【お問合せ先】
中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783-183　※9:00～17:00（毎日）

◆ 中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援

民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給します

※　対象者：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、以下のいずれかに該当する事業者
①事業計画を策定し※、民間金融機関等による協調支援を受ける事業者
※国民事業については、原則認定支援機関の経営指導を受けて事業計画を策定した事業者
②Ｊ-Startupに選定又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた事業者
③再生支援協議会の関与のもとで事業再生を行う事業者
※　貸付限度：国民事業7,200万円（別枠）

【お問合せ先】 日本公庫（国民事業）　0120-154-505（平日）　0120-112-476（休日）

経済産業省 中小企業庁

家賃支援給付金（別紙）
に関するお知らせ

家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により、
売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、
地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します。

支給対象（①②③すべてを満たす事業者）

①資本金10億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**※
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。

②**5月～12月**の売上高について、
・**1カ月**で前年同月比**▲50%以上**　または、
・**連続する3カ月**の合計で前年同期比**▲30%以上**

③**自らの事業のために占有**する土地・建物の**賃料を支払い**

給付額

法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。

算定方法　**申請時の直近1カ月**における**支払賃料（月額）**に基づき算定した**給付額（月額）の6倍**

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×２/３
	75万円超	50万円＋[支払賃料の75万円の超過分×１/３] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×２/３
	37.5万円超	25万円＋[支払賃料の37.5万円の超過分×１/３] ※ただし、50万円（月額）が上限

裏面に、よくあるお問い合わせをまとめてあります。ぜひ、ご一読を。　裏面へ

よくあるお問い合わせ

Q1.申請に必要な書類を教えてください。

A1.今後、追加・変更の可能性がありますが、以下の書類をご用意いただく予定です。
①賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書等）
②申請時の直近3ヵ月分の賃料支払実績を証明する書類（銀行通帳の写し、振込明細書等）
③本人確認書類（運転免許証等）
④売上減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳等）
} 持続化給付金と同様

Q2.どのようなタイミングで給付金を申請できますか？

A2.申請開始後、売上減少月の翌月～2021年1月15日までの間、いつでも申請できます。
（なお、給付額は申請時の直近1ヵ月における支払賃料に基づき算定されます。）

Q3.給付率1/3の上乗せ分が適用され、給付額（月額）の上限が100万円や50万円になるのは、複数店舗を有する事業者だけですか？

A3.支払賃料が高額な事業者であれば、有する店舗数が1つであっても適用されます。

Q4.自己保有の土地・建物について、ローンを支払中の場合は対象ですか？

A4.対象ではありません。

Q5.個人事業者の「自宅」兼「事務所」の家賃は、対象ですか？

A5.対象ですが、確定申告書における損金計上額など、自らの事業に用する部分に限ります。

Q6.借地の賃料は対象ですか？

A6.対象です。なお、借地上に賃借している建物が存在するか否かは問いません。
（例：駐車場、資材置場等として事業に用している土地の賃料）

Q7.管理費や共益費も賃料の範囲に含まれますか？

A7.賃貸借契約において賃料と一体的に取り扱われているなど、一定の場合には含まれます。

Q8.地方自治体から賃料支援を受けている場合も対象ですか？

A8.対象ですが、給付額の算定に際して考慮される場合があります。

具体的な対象範囲や申請方法、申請開始日等の、本紙以上の制度詳細は検討中であり、準備ができ次第、公表しますので、今しばらくお待ち下さい。

本紙の内容に関するご質問は、以下のダイヤルまでお問い合わせください。

相談ダイヤル	家賃支援給付金 コールセンター
0120-653-930（平日・土日祝日8:30～19:00）	